

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年1月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	開閉所碍子洗浄装置運転時、「水圧低下」の表示が発生したため、当該装置を点検・修理	
2	1号機	所内ボイラ1号缶のドラム蒸気出口弁及び蒸気ヘッド入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機(1A)サービスタンクへの燃料移送時、積算流量計に動作不良が認められたため、積算流量計を点検・修理	
4	1号機	復水ポンプ(C)出口配管ドレン弁(V-32-6-21C)において、シートリーク(1滴/5秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
5	1号機	活性炭ホールドアップ装置メッシュフィルタ(B)の差圧計において、計器低圧側入口弁にハンドルの外れが認められたため、ハンドルを取付	
6	2号機	所内ボイラ(B)重油圧カスイッチ(PS-75-33B)点検時、設定値精度外が認められたため、当該計器を交換	
7	2号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ類排出タンクの洗浄水入口絞り弁(V-R19-F4)閉操作時、開度計の破損が認められたため、開度計を点検・修理	
8	3号機	変圧器防災用給水ポンプの定例試験時、電源遮断器(M/C3SA-7)に投入不良が認められたため、当該遮断器を点検・修理	
9	4号機	廃棄物処理系廃液サージタンク出口弁及びドレン弁(V-20-147・146)において、開閉表示部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	4号機	燃料プール冷却浄化系サンプリングラックにおいて、ろ過脱塩器入口サンプリング流量調整弁(V-70-502)にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
11	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器(A)において、加熱蒸気戻り管のドレントラップに動作不良が認められたため、当該トラップを点検・修理	
12	5号機	所内ボイラ(B)手分析用煤煙測定口において、ポータブルガス測定器のプロープを挿入した際、完全に挿入することができなかつたため、当該測定口を点検	
13	5号機	廃棄物処理建屋除染エリアの換気空調系給気ファン(HVS5-7)において、モータ側のプーリーより異音が認められたため、当該部を点検・修理	
14	6号機	480Vパワーセンター(6C)点検時、動力変圧器W相の鉄心とコイル間に絶縁スペーサの脱落が認められたため、スペーサを取付	
15	6号機	補助海水ポンプ(A)点検時、中間カップリングのボルト・ナットに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	
16	6号機	循環水ポンプ(A~C)吐出圧力検出元弁(7-8V22-201・202・203)点検時、弁棒曲り・腐食等(3台)が認められたため、当該弁を交換	
17	6号機	循環水ポンプ(A)の軸受潤滑水供給電磁弁(FSO-10-288A)点検時、ボンネットボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	
18	6号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却配管のドレン弁(3-13V7-510)点検時、弁表面に腐食が認められたため、当該弁を交換	
19	6号機	不活性ガス系ドライウエル外側窒素パージ弁(AO-2-26B-8)において、駆動用計装空気チューブに破損(長さ5mm程度の亀裂)が認められたため、当該チューブを点検・修理	
20	6号機	主タービン制御装置工場点検時、前部心棒の銀製ブラシ接触部に摩耗が認められたため、当該部を加工・修理	
21	6号機	非常用ディーゼル発電機自動起動論理回路機能検査(A系)の安全処置時、中央操作室の制御盤(H13-P629)内において、端子台番号とケーブル番号に相違が認められたため、調査及び対応検討	
22	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器制御用のタッチパネルにおいて、コネクタのカバーに破損が認められたため、当該部を修理	
23	6号機	所内ボイラの蒸気圧力/給水流量記録計(MR-P61-101)において、日付印字用ペンの取付け不良が認められたため、当該部を点検・修理	
24	6号機	所内用空気系空気圧縮機(A)において、オイルフィルタ接続部より潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
25	6号機	非常用予備電源装置検査(その4)の事前準備における要領書記載の現場対象計器確認時、機関出口ディーゼル冷却水温度計と機関出口潤滑油温度計の計器番号に不一致が認められたため、調査したところ、関連図書にも誤記が確認されたため、関連図書及び検査要領書を訂正	
26	6号機	安全保護系設定値確認検査における記録確認時、検査要領書作成チェックシートが作成されていないことが認められたため、関係者に周知及び対応検討	
27	その他	海生物処理設備逆洗ポンプ用電動機点検時、軸受部の軸寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
28	その他	海生物処理設備洗浄水ポンプ用電動機点検時、軸受部の軸寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
29	その他	海生物処理設備凝集反応槽攪拌機用電動機点検時、軸受ハウジング部の寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
30	その他	海生物処理設備逆洗ポンプ電動機点検時、据付用ベースボルト(1箇所)のねじ山に腐食が認められたため、当該ボルトを交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
31	その他	海生物処理設備泥砂搬送コンベア用電動機点検時、軸受ハウジング部の寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	
32	その他	海生物処理設備ロータリーキルン(回転式燃焼炉)用電動機点検時、カップリングとシャフト間の寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで